

南砺市観光パンフレット制作業務委託仕様書

1 業務の名称

南砺市観光パンフレット制作業務委託

2 目的

本業務は、現在南砺市で、保有している3種類のパンフレットを1つに統一し、南砺市の認知度向上、観光客増大、観光客層の拡大を図るために、観光客の属性及び観光目的の多様化による現代のニーズに応えた、新しい観光パンフレットを制作することを目的とする。

3 期間

契約締結日から～令和8年3月16日（月）まで

4 納入場所

南砺市交流観光まちづくり課

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

電話/FAX：0763-23-2019/0763-52-6349

E-mail：koryukankoka@city.nanto.lg.jp

5 業務内容

(ア) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の制作

- ① 企画立案、デザイン、現地取材、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正など観光パンフレット制作に必要な全ての作業を実施すること。

※校正3回以上、色校正1回以上。

※取材・撮影先の交渉は、基本的に受注者が直接行うことを想定しているが、当市も適宜サポートを行う。

※校正は当市のほか、各施設に対しても基本的に受注者が直接行うことを想定しているが、当市も適宜サポートを行う。

- ② 原稿作成にはライター等執筆経験のある者を登用すること。
- ③ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。ただし、季節等の関係で入手可能な写真等については協議の上、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。
- ④ 発注者の制作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。
- ⑤ SNS等で拡散したくなる表紙デザインとすること。
- ⑥ 既存パンフレットをもとに、新たな視点からパンフレットを企画すること。

(必要があれば、既存パンフレットを提供。)

- ⑦ 可能な限り四季折々の写真を撮影すること。

(イ) 印刷・製本

- ①規格 可能な限り観光客の方が手に取りやすいサイズかつ、工程数や費用がかからないものを自由に提案すること。

基準として、A4、中綴じ（ブック型）、20 ページ（表紙含む）程度の内容を盛り込む想定。

盛り込む内容のイメージは、岐阜県高山市の観光総合パンフレット。

(https://www.hidatakayama.or.jp/lsc/upfile/pamphlet/0000/0006/6_1_file.pdf)

- ②言語 日本語、英語

- ③印刷部数 各 5,000 部

- ④全ページカラー印刷（4 色以上刷り）

(ウ) 要件

- ① 思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙のデザイン等を工夫すること。
- ② 「見る」「食べる」「買う」「体験する」「泊まる」等、旅行者が求められる情報を「南砺市ならでは」の視点で魅力的かつわかりやすく伝えること。
- ③ 写真やイラストとともにモデルコースを効果的に挿入するなど、市内での周遊性を高め、滞在時間の増加や市への経済波及効果向上が期待できるものとする。
- ④ 土産物やイベントの情報を組み入れること。
- ⑤ 地図、イラスト等による市内全域図で観光ポイント、公共施設等の位置関係がわかるようにすること。また、主要観光ポイントについては、目を引く大きめの写真を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- ⑥ 全体的に魅力的な写真やイラスト、キャッチコピーを効果的に挿入し、当市への来訪意欲が高まるような紙面とすること。
- ⑦ WEB サイト、SNS 等の情報発信ツールの活用を視野に入れたものにする。（コンテンツ内容の旅行系サービスでの発信、サイトでの PDF 貼り付け等）
- ⑧ 今後、増刷又は改訂時にパンフレット内部の一部のページだけを増刷するなど、抜き刷り冊子のように使用できるような構成とすること。
- ⑨ 英語の翻訳は、ネイティブチェックを受けたものとする。

(エ) 電子データの作成

ホームページ等掲載用として容量を最適化した PDF データを作成すること。ただし、各媒体（PC、スマホ等）での表示及び印刷をしても判別可能なもので、見開きページ、単一ページそれぞれで、作成すること。

(オ) 広告掲載を行う場合

各企業からの広告掲載を募る際の各種必要な事務も受託事業者が担うこと。

6 成果品

成果品として、次のものを提出すること。

- ① 観光パンフレット 日本語・英語 各 5,000 部
- ② パンフレット電子データ
 - ・ PDF データ（ホームページ等掲載用として容量を最適化したもの）
 - ・ AI データ（Adobe Illustrator で編集可能なデータ）
 - ・ パンフレット作成に使用した写真・テキスト等データ一式

7 その他

- (ア) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (イ) 受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、市への状況報告等）を徹底すること。
- (ウ) 取材、制作に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- (エ) 今回制作するパンフレットの著作権はすべて市に帰属する。
- (オ) 今後のパンフレットの増刷・改訂については、すべて市が自由にできるものとする。
- (カ) 次回以降、日本語・英語以外の言語にも対応できるようにする。
- (キ) 本業務で受託者が撮影し、成果品に使用した写真データは市が自由に利用できることとする。
- (ク) 本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (ケ) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (コ) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。